

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者 による場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早期の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満 (255単位)	×70/100	1時間未満 (185単位) 1時間以上 1時間30分 未満 (275単位) 1時間30分 以上 2時間未満 (367単位)								1回につき 100単位を加 算 注 地域生 活支援拠点 等の場合 +50単位	1人1日当 たり100単位 を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)											
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)											
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (255単位)	×70/100	2時間以上 2時間30分未 満 (458単位) 2時間30分 以上 3時間未満 (550単位) ※3時間以上 (636単位に30 分を増すごと に+86単位)	×200/100	夜間もしくは 早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×70/100	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100	1人1日につ き5単位を減 算 注 令和5年 4月から適用	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100		
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (666単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)											
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)											
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100									
	(2) 30分以上45分未満 (152単位)											
	(3) 45分以上1時間未満 (196単位)											
	(4) 1時間以上1時間15分未満 (238単位)											
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満 (274単位)											
	(6) 1時間30分以上 (309単位に15分を増すごとに+35単位)											
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100										
	(2) 30分以上1時間未満 (196単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (274単位)											
	(4) 1時間30分以上 (343単位に30分を増すごとに+69単位)											
ホ 通院等乗降介助 (101単位)												
初回加算	(1月につき200単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)											
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)											
福祉・介護職員処遇 改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×274/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した 単位数の合計										
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×200/1,000)											
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×111/1,000)											
福祉・介護職員等特 定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×70/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した 単位数の合計										
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×55/1,000)											
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×45/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した 単位数の合計										